

0 実務経験コード表

受験資格(実務経験)として認められるのは、次の別表1または別表2に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。このため、要援護者に対する直接的な対人援助ではない研究業務、教育業務、営業、事務等を行った期間は実務経験期間に含まれません。

別表1 法定資格に基づく対人援助業務に従事する者

1001	医 師	1012	視能訓練士
1002	歯科医師	1013	義肢装具士
1003	薬剤師	1014	歯科衛生士
1004	保健師	1015	言語聴覚士
1005	助産師	1016	あん摩マッサージ指圧師
1006	看護師	1017	はり師
1007	准看護師	1018	きゅう師
1008	理学療法士	1019	柔道整復師
1009	作業療法士	1020	栄養士(管理栄養士を含む)
1010	社会福祉士	1021	精神保健福祉士
1011	介護福祉士		

注 法定資格に基づく対人援助業務による実務経験期間の算定に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 「法定資格を有する者が、当該資格に基づく対人の直接的な援助業務に従事した期間」であること。(当該資格を取得する以前の従事期間や対人援助業務でない業務の従事期間は含まない)
- (2) 法定資格取得日とは法定試験に合格した日ではなく、**資格登録日**であること。

別表2 相談援助業務に従事する者（別表1の法定資格の有無を問わない）

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コード	対象事業及び施設	対象職種	規定する法令・通知等
2001	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項
			指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号
2002	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法第8条第21項
			指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
2003	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特別養護老人ホーム （29人以下）	生活相談員	介護保険法第8条第22項
			指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
2004	介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム （30人以上）	生活相談員	介護保険法第8条第27項
			指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号
2005	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項
			介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号
2006	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設 （養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項
			指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
2007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
2008	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項
			児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
2009	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項
			生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領（2）ア